

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第4次) (中間案) について

1 改定の趣旨

本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法）第2条の3の規定に基づく基本計画として策定（法定計画）するもの。

京都府男女共同参画推進条例に基づく計画としても位置付け、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すもの。

2 計画の期間

5年間（平成31年度（2019年度）から2023年度まで）

3 主な課題

- ・ 京都府内のDV相談支援センター（※）への相談件数が増加傾向
※家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター
- ・ 男性は相談につながりにくい傾向がある。
- ・ 加害に係る相談が存在する。
- ・ ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象が発生・増加
- ・ 面前DVによる心理的虐待を受けた児童の増加

4 施策の方向性と主な対応方策

基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

【重点目標1】暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

○被害者自らがDVに気づく啓発の実施

新規 デートDVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発

- ▶ ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な広報啓発を実施します。

【重点目標2】被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

○職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨

福祉、教育、消防・救急等の関係機関、地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム）や周囲の人と連携・協力して被害の早期発見に努めるほか、適切な対応のための相談窓口・支援機関職員の研修やマニュアルによる対応周知を実施します。

基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

【重点目標3】暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

○年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成

新規 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発

- ▶ 心身の発達段階ごとに相応しい方法での暴力を許さない意識づくりや、小学生・中学生からのデートDVの啓発を実施します。

○加害者への対応

新規 加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施

- ▶ 被害者支援の一環として、加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないための更生プログラムを実施します。

○市町村の取組への働きかけ

市町村のDV基本計画策定・改定に当たって、助言や情報提供を実施します。

基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

【重点目標4】相談体制の充実・強化

○身近な相談窓口の設置

拡充 DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置

- ▶ DV相談支援センターにおいて、性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置します。

（ 府DV相談支援センター：家庭支援総合センター、南部家庭支援センター
（宇治市）、北部家庭支援センター（福知山市） ）

拡充 相談支援体制の充実

- ▶ 仕事帰りにも来所相談を受けられよう家庭支援総合センターの来所相談時間を延長するとともに、必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。

新規 SNS等を活用した相談の実施

- ▶ 家庭支援総合センターにおいて、SNS等を活用した相談を実施し、若年層をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。

○市町村の相談窓口での相談体制の充実

拡充 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成

- ▶ 市町村の相談員等に対し、DVへの理解を深める基礎的研修から、法制度や多様な被害者への対応等の専門的研修まで体系的に行うことで、面前DVへの対応など身近な相談窓口における対応力の向上を図ります。

拡充 市町村の困難事案等に対する助言等の実施

- ▶ 多様な相談、困難事案や複雑な事案に対して、家庭支援総合センター相談員等が助言を行うことで、円滑な対応を支援します。

○DV相談支援センター等相談員の対応力強化

拡充 DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施

- ▶ DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカー等専門的立場から関わる者に対し、より専門的な研修を行うことで、法的対応力や個別ケースに寄り添った相談対応が行えるよう資質の向上を図ります。

○切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化

府、市町村、警察等相談窓口機関等との連携を強化し、被害者の状況に応じた相談に対応します。

【重点目標5】緊急保護の充実

- 拡充** 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充
- ▶ 被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）を確保し、被害者の安全を確保します。（シェルター（一時保護機能）：府内9箇所（平成30年11月現在））

【重点目標6】DV家庭に育つすべての子どもへの支援

- 新規** 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化
- ▶ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援を強化します。
- 拡充** 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実
- ▶ 一時保護所での同伴児童に対し、学習支援やカウンセリングを実施するなど支援の充実を図り、加えて退所後も適切な支援が受けられるよう市町村や学校等への連絡票を作成し、継続した支援を進めます。

【重点目標7】外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実、及び男性被害者、加害者への対応

○外国人被害者への支援

日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、さらなる相談対応を充実

○障害のある人や高齢者の被害者への支援

市町村のDV相談窓口と障害者・高齢者虐待相談窓口との連携により、障害者や高齢のDV被害への迅速な対応を実施

○男性被害者並びに加害者への対応

- 拡充** DVに悩むすべての方のための相談窓口を設置
- 新規** 加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施

基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

【重点目標8】支援策の充実・強化

- 拡充** 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実
- ▶ 被害者の一時保護所からの段階的な社会的自立に向け、京都ジョブパーク等との連携強化により、自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。

【重点目標9】生活の安定と心身回復へのサポート

○被害者の生活の安定と心のケア

被害者の心理的回復に時間を要するため、相談機関から身近な地域のカウンセリング機関や保健所等につなぐなど、心理的ケアの充実を図ります。

○被害者や子どもを地域で見守る体制

- 拡充** 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化
- ▶ 一時保護所退所後も継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。

【重点目標 10】 関係機関の連携強化

「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実

（「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」：府内 30 団体で構成）

基本目標 V 被害者の状況に応じた支援体制の推進

【重点目標 11】 民間支援団体との連携・支援

拡充 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成

- ▶ 民間支援団体等の強みを活かした支援ができるよう、専門的な研修を行い、相談スキルや資質の向上を図ります。

（民間支援団体：社会福祉法人、NPO法人など府内 9 施設（平成 30 年 11 月現在））

【重点目標 12】 都道府県間の広域連携体制の充実

府県域を超えた被害者の送り出しや受入など保護手続きを、円滑かつ安全に行うための支援を充実させます。

【重点目標 13】 苦情処理体制の整備

市町村など相談支援機関が、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るほか、市町村内関係部局の連携を図るなどの体制整備を働きかけます。